



(農地5申請)

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 22年 2月 5日

長野県知事様
飯綱町農業委員長様

譲受人(借人) 飯綱 太郎

譲渡人(貸人) 飯綱 甲二郎

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

法人の場合は、主たる事務所の所在地、業務の内容を記入する。

1 当事者の氏名住所等	当事者の別	氏名	住所				職業	連絡先(電話)				
	譲受人(借人)	飯綱 太郎	長野県 上水内 市郡	飯綱 町村	大字	123 番地 4 201 号室	会社員	xxx-xxxx				
	譲渡人(貸人)	飯綱 甲二郎	長野県 上水内 市郡	飯綱 町村	大字	6666 番地	農業	-				
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在(上水内郡飯綱町)	地番	地目	面積(m ²)	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別				
	大字 字	3456 番 1	畑 畑	390	普通畑		飯綱甲二郎	都市計画区域外				
	登記事項証明書どおりに記載											
	計		390 m ²	(田	m ²	畑	390 m ²	採草放牧地	m ²)			
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細		現在、アパート住まいで子供の成長に伴い手狭になってきており、実家付近で住宅を検討していたところ、親戚の自家用野菜の畑の一部について承諾いただいたので、譲り受けて住宅を建築したい。 世帯構成：4人(本人、妻、子2人)							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		許可の日 平成 年 月 日から 永久 年間									
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期			第2期			合計			
			着工平成 22年 4月 1日 から平成 22年 10月 31日				着工平成 年 月 日 から平成 年 月 日					
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				390 m ²						390 m ²
		建築物	木造2階建住宅 軽量鉄骨造平屋建車庫	1棟 1棟	84.46 m ² 39.19 m ²					2棟	123.65 m ²	
小計			2棟	123.65 m ²	390 m ²				2棟	123.65 m ²	390 m ²	
工作物												
小計												
計		2棟	123.65 m ²	390 m ²				2棟	123.65 m ²	390 m ²		
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期			権利の存続期間		その他			
	所有権	設定	移転	平成 22年 4月 1日			平成 22年 4月 1日から 永久		売買			
5 資金調達についての計画	必要資金 ... 土地購入費	万円	土地造成費	万円	建築費	万円	合計	万円				
	資金調達 ... 借入金	万円	自己資金	万円	合計	万円						
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東は道路、西、北は畑、南は宅地であり、西側・北側農地との段差約0.5mについてはコンクリート擁壁による土留めを行い土砂の流出を防止する。 雨水は敷地内に浸透柵を設けて地下浸透処理を行い、汚水は公共下水道に排出する。 北側等の農地について日照や春の雪解け等に影響がないよう、できるだけ間隔をあけて配置する。 隣接の農地や宅地所有者とは境界を確認し、転用事業計画も説明し、了解を得ている。 <p>土砂の流出、汚水の処理、雨水等の用排水路への影響、日照、通風、夜間の照明、排気ガス等による隣接農地への影響を防止するための措置を記載する。</p>											
7 その他参考となるべき事項	例 平成 年 月 日農振除外済											

他の法律等に基づく許認可が必要な場合、その認可見込み等について記載する。

- 登記簿の面積を記載すること。なお、一筆の内の一部を転用する場合は、転用する位置、面積が特定できる実測図を添付する。また、地目変更登記をする場合はあらかじめ分筆した後に申請すること。
- 田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑畑、牧草地、茶畑、その他の別を記載すること。